

確定申告書を作成する際の寄附金控除の入力について

e-Taxによる確定申告の際の、寄附金控除関連の入力につきましては、下記をご参照ください。

※国税庁ホームページで確定申告書を作成し印刷する場合の例を挙げております。
e-Taxの入力方法については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）をご覧ください。

入力例

九州大学へ年2回単回寄附

①令和元年7月1日 一般寄附として1万円を寄附

②令和元年8月1日 修学支援事業基金として3万円を寄附

①「適用を受ける控除の選択」画面で「寄附金控除」欄にチェックを入れてください。

適用を受ける控除の選択			
年末調整で適用を受けた控除以外に追加・変更する項目にチェックをしてください。			
<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。 			
適用を受ける所得控除について（複数選択可）	チェック	適用を受ける税額控除等について（複数選択可）	チェック
医療費控除	<input type="checkbox"/>	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除 (年末調整で既に適用を受けている場合を除く)	<input type="checkbox"/>
寄附金控除 	<input checked="" type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅新築等特別税額控除 のいずれか 	<input type="checkbox"/>
雑損控除	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> 外国税額控除 予定納税額 本年分で差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越す損失額 のいずれか 	<input type="checkbox"/>
上記以外の控除の追加・変更			
年末調整で適用を受けた控除の変更や、適用を受けていない控除の追加をする場合はチェックをしてください。 (例) <ul style="list-style-type: none"> 国民年金や国民健康保険料（扶養親族のものを含む）を追加 生命保険料控除や地震保険料控除を追加 配偶者控除の適用をやめる 控除対象扶養親族を追加 	<input type="checkbox"/>		

※出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーより作成

②「所得控除の入力」画面で「寄附金控除」欄の「入力する」ボタンをクリックしてください。

所得控除の入力									
<ul style="list-style-type: none"> ふるさと納税ワンストップ特例の適用に関する申請書を提出された方が確定申告を行う場合には、ワンストップ特例の適用を受けることができません。確定申告を行う際に、全てのふるさと納税の金額を寄附金控除額の計算に含める必要がありますのでご注意ください。 配偶者や扶養親族の障害者控除の入力は、「配偶者控除」、「扶養控除」の入力画面から行ってください。 									
所得控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)		所得控除の種類 (各控除の概要はこちら)	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した控除額 (円)	
雑損控除					寡婦、寡夫控除				
医療費控除					勤労学生控除				
社会保険料控除					障害者控除				
小規模企業共済等掛金控除					配偶者(特別)控除				
生命保険料控除					扶養控除				
地震保険料控除					基礎控除			380,000	
寄附金控除	入力する				合計			727,481	

入力できない控除等がある場合は、[こちら](#)をクリックしてください。

※出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーより作成

③－(1)

「寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力」画面で「寄附年月日」を入力し、「寄附金の種類」選択してください。

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。
 [入力件数が多い場合の入力方法はこちら](#)

寄附年月日
令和 1 年 7 月 1 日

寄附金の種類
 [寄附金の種類の選択について](#)

- 国に対する寄附金
- 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと納税など）
- 日本赤十字社支部に対する寄附金
- 共同募金会に対する寄附金
- 政党及び政治資金団体に対する寄附金
- 認定NPO法人等に対する寄附金
- 公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金
- 上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

① 修学支援事業基金にご寄附いただいた方は、「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」を選択してください。
※寄附金領収書に『修学支援事業基金として』と記載があり、「税額控除に係る証明書」が別添で付いている場合

② 修学支援事業基金以外のご寄附をいただいた方は、「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」を選択してください。
※寄附金領収書に『修学支援事業基金として』と記載がなく、「税額控除に係る証明書」が別添で付いていない場合

※出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーより作成

③－(2)

お住まいの都道府県及び市区町村が「九州大学への寄附」を控除対象寄附金として指定しているか、下記一覧をご覧ください、該当するものを選択してください。

【寄附金税額控除の対象として九州大学が条例指定されている都道府県・市区町村一覧】

福岡県 / 福岡市 / 糸島市 / 大野城市 / 春日市 / 古賀市 / 粕屋町 / 新宮町 / 那珂川町

※福岡市近郊で確認できている自治体の一覧です。最新の状況及び上記以外につきましては、お住まいの都道府県・市区町村のホームページよりご確認ください、各都道府県・市区町村の税務担当課へお問合せください。

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

該当するものを選択してください。

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。
ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。

福岡市にお住まいの方は、福岡県・福岡市ともに条例指定があるため、こちらを選択してください。

※出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーより作成

③ - (3)

「支出した寄附金の額」「寄附先の所在地」「寄附先の名称」を記載してください。

支出した寄附金の金額

10,000 円

寄附先の所在地 (全角28文字以内)

福岡市西区元岡744

寄附先の名称 (全角28文字以内)

九州大学

キャンセル 別の寄附先を入力する 同じ寄附先をもう1件入力する 入力内容の確認

※出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーより作成

入力例のように九州大学へ2件以上のご寄附がある場合は、こちらから入力してください。

入力が終わりましたらこちら

④ 入力が完了しましたら、内容を確認してください。

入力内容の一覧

寄附年月日	寄附金の種類 寄附金の種類 (詳細)	支出額	寄附先	操作
1 令和1年7月1日	寄附金控除に該当する寄附金 (その他)	10,000 円	福岡市西区元岡744 国立大学法人 九州大学	訂正 削除
2 令和1年8月1日	公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金	30,000 円	福岡市西区元岡744 国立大学法人 九州大	訂正 削除

別の寄附金を入力する

前に戻る 次へ進む

※出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーより作成

計算結果確認 (寄附金控除、政党等寄附金等特別控除)

自動計算されます

入力された金額を基に計算した控除額は以下の通りです。
所得税額 (国税) が最も少なくなるように自動で判定しています。
(TA-M761001)

所得控除 【38,000】円
税額控除 【0】円

OK

※出典：国税庁ホームページ確定申告作成コーナーより作成